

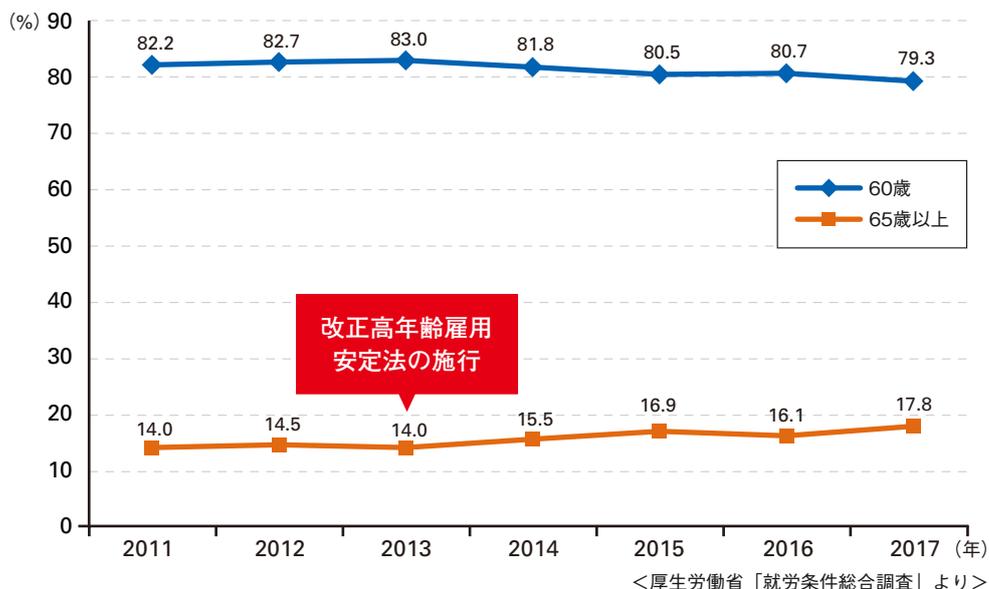
特集

年金受給者と確定申告

今年も年末調整や確定申告の時期が近づいてきた。そこで、年金受給者と確定申告について考えてみたい。2013年4月に施行された「改正高年齢雇用安定法」の施行により、希望する社員は全員65歳になるまでは雇用することが事業主に義務付けられている。定年年齢を60歳と定めている企業は8割近くであるが、一方で65歳以上と定めている企業も年々増えてきている(図1)。

現在、公的年金は65歳からの受給が原則だが、年齢によっては「特別支給の老齢厚生年金」を64歳までに受けられる人もあり、「繰上げ受給」を希望すれば60歳から受けることができる。さらに「人生100年時代」を見据えて雇用延長や再就職を望み、60歳や65歳を過ぎても働く人はますます増えると思われる。働きながら年金を受ける人も増えるだろう。

図1 定年年齢階級別企業割合



■ 一定以上の年金を受けている人は確定申告が必要

働く人には馴染みの深い「年末調整」は、毎月の給与や賞与などからすでに差し引かれている所得税と、納めなければならない所得税を比較して清算する仕組みであり、所得が給与等(給与所得)に限られている人が対象となる。確定申告は必要ない。

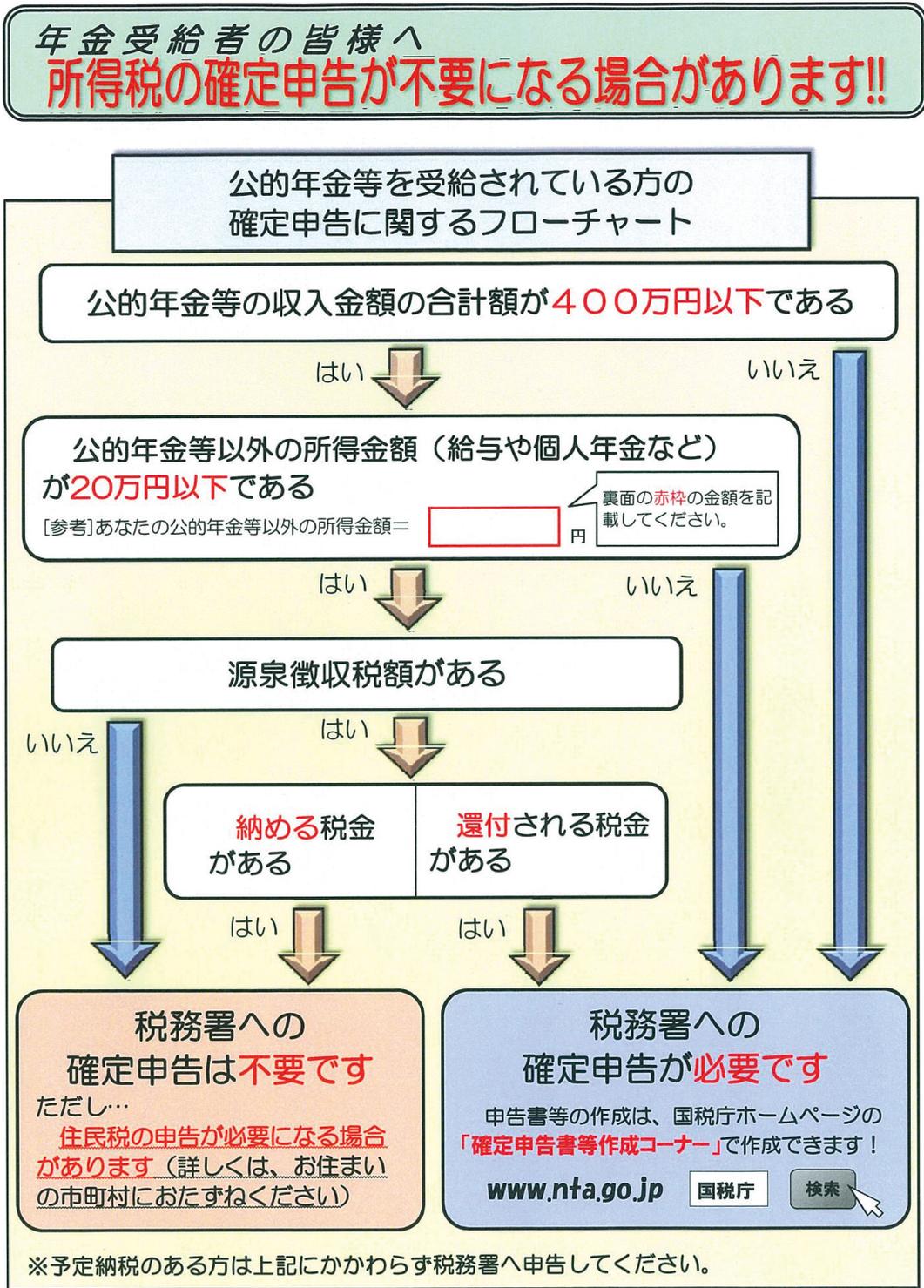
それでは、働きながら年金をもらっている人はどうなのか。給与所得も年金収入もある人は、給与所得については年末調整が行われるが、年金収入は「雑所得」であるため、年末調整の対象にはならない。したがって、年金収入については確定申告が必要になる。ただし、次の条件を満たす人は確定申告を行う必要はない(図2)。なお、課税対象となる公的年金とは老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、恩給、企業年金、確定拠出年金を指し、障害年金や遺族年金は含まれない。

【確定申告が不要の公的年金受給者】

- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下の人
- 公的年金以外の所得金額(給与や個人年金など)が20万円以下の人

※上記の場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要がある。

【図2】 確定申告が不要の年金受給者



※予定納税のある方は上記にかかわらず税務署へ申告してください。

～詳しくは、裏面をご覧ください～

税務署

■ 確定申告の対象となる公的年金の雑所得の計算

公的年金に係る雑所得の金額は次のように計算される。公的年金等控除額は、受給者の年齢や公的年金等に係る雑所得以外の所得金額により異なる。

$$\text{公的年金にかかる雑所得の金額} = \text{公的年金の収入金額} \times \text{割合} - \text{公的年金等控除額}$$

表1 「公的年金にかかる雑所得の速算表」(2020年分以降)

	公的年金等の 収入金額 (A)	割合 (B)	控除額	雑所得の金額
65歳未満	60万円以下	100%	全額	0円
	60万円超130万円未満	100%	600,000円	(A) × (B) - 600,000
	130万円以上410万円未満	75%	275,000円	(A) × (B) - 275,000
	410万円以上770万円未満	85%	685,000円	(A) × (B) - 685,000
	770万円以上1,000万円未満	95%	1,455,000円	(A) × (B) - 1,455,000
	1,000万円以上	100%	1,955,000円	(A) × (B) - 1,955,000
65歳以上	110万円以上	100%	全額	0円
	110万円超330万円未満	100%	110万円	(A) × (B) - 1,100,000
	330万円以上410万円未満	75%	27,500円	(A) × (B) - 275,000
	410万円超770万円未満	85%	685,000円	(A) × (B) - 685,000
	770万円以上1,000万円未満	95%	1,455,000円	(A) × (B) - 1,455,000
	1,000万円以上	100%	1,955,000円	(A) × (B) - 1,955,000

※2020年分の所得税の場合、65歳未満とは1956年1月2日移行生まれの人、65歳以上とは1956年1月1日以前生まれの人をいう。

■ 確定申告の流れ

働きながら年金を受けている人は、給与所得分について年末調整が終了したら、受け取った源泉徴収票に基づき住所地の税務署で確定申告を行う。

2020年分の申告期間は2021年2月16日(火)～3月15日(月)

※新型コロナウイルスの拡大状況によっては延長される可能性がある。

令和元年(2019年1月1日～12月31日)分以降については、新型コロナウイルスの感染拡大により、自宅のパソコンやスマートフォンからでも申告できる。マイナンバーの記入が必要となっているので忘れないように記載する。また、2020年分からは、Google ChromeやMicrosoft Edgeを使ってマイナンバーカードを利用した申告が可能。